

## マージン率等の情報提供（25年度実績）

長崎菱電テクニカ株式会社

対象期間：2025年度（2025年4月1日～2026年3月31日）

標記については、労働者派遣法第23条5項の規定により、労働者派遣事業にかかる関係者への情報提供が義務づけられているものです。

当事業所における昨年度実績について、情報を提供いたします。

1. 派遣労働者の数 2名（2025年度延べ人数）
2. 労働者派遣の役務の提供を受けた者（派遣先）の数 1事業所
3. 労働者派遣に関する料金の平均額（1日8h） 52,000円
4. 派遣労働者の賃金の額の平均額（1日8h） 23,494円
5. 派遣料金額の平均額から派遣労働者の賃金額の平均額を控除した額を当該派遣料金額の平均額で除して得た割合 54.8%
6. 派遣労働者の待遇の決定方法  
労使協定方式
  - ① 対象となる派遣労働者の範囲 東京都内の派遣先で開発技術業務に従事する従業員  
長崎県内の派遣先で製品製造・加工処理工（金属製品）  
業務に従事する従業員
  - ② 労使協定の有効期間 2026年4月1日～2027年3月31日
7. 教育訓練に関する事項
  - ①教育訓練の種類 安全教育、コンプライアンス教育、品質教育等
  - ②対象者 派遣労働者
  - ③実施人員 2名
  - ④方法及び給与の支給 OJT、座学 有給
  - ⑤実施主体 派遣元事業主
  - ⑥派遣労働者の費用負担 無
8. その他労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項  
上記マージン率の中には、法定福利費（健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険）の当社負担分、福利厚生にかかる費用等が含まれています。

以上